

犬や猫の飼い主の皆さまへ

# 9月20日から9月26日は 動物愛護週間です

問合せ先 環境対策課（清掃センター内） ☎22213

**「ごみの野焼きは  
禁止されています！」**

地面に穴を掘ったり、ブロック積みやドラム缶などを用いたりして、家庭や事業所から出るごみを屋外で焼却する行為、いわゆる野焼きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律や静岡県生活環境の保全等に関する条例により、一部を除いて禁止されています。

**野焼きは何故いけないの？**

野焼きをすると黒煙や悪臭を発生させ、「煙や臭いが入ってくるので窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがついてしまつて、やり直さなければならぬ」、「布団が干せない」など近隣の方々の生活環境に大きな迷惑をかけることとなります。また、気管支などに病気を抱える方にとっては、より深刻な問題となります。

廃棄物焼却施設とは異なり、適切な温度管理や排ガス処理ができないため、燃やすものによってはダイオキシンを発生させることもあります。さ

らに、付近の枯れ草や建物などへの延焼の危険性もあり、火災の原因のひとつにもなっています。

周囲にこのような生活環境上の悪影響を与えるため、一部の例外を除き、野焼きは禁止されています。

**一部の例外とは？**

- ・国又は地方公共団体が施設管理を行うため必要な焼却
  - ・災害予防、災害応急対策、復旧のために必要な焼却（防災訓練など）
  - ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却（ごんど焼きなど）
  - ・農林業者が作業に伴って行う焼却
  - ・焚き火など、軽微な焼却
- なお、これらの焼却でも近隣の方々に迷惑となつていると判断されるときは、焼却をやめていただくことがありますのでご注意ください。
- 農林業者だから何でも燃やして良いということではなく、ゴム、プラスチック、油などを含む物の焼却はできません。また、家庭菜園は農業ではありません。

**罰則について**

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に罰則が明記されています。法律に違反しているとして判断されたときは、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はその両方が科せられることがあります。

**皆さまへお願い**

以前から少量のごみは燃やしてきたからと自分の都合だけを考えるのではなく、燃えるごみの日に出すなど適切なごみ処理を行ってください。

禁止の例外とされている焼却であっても、特に住宅地に近い田畑で行われる焼却は苦情が多くありますので、刈草等はできる限り堆肥化していただくとともに、住宅の近くでは焼却しないでください。

やむを得ず焼却を行う場合であっても、天候や風向き、時間帯などに注意し、迷惑を掛けないよう、近隣住民のご理解を得るようにしてください。

皆さまが気持ちよく生活していけるよう、ご理解とご協力をお願いします。

**問合せ先** 環境対策課（清掃センター内） ☎22213

動物のいる生活は、私たちの暮らしに潤いや安らぎをもたらしてくれます。しかしその一方で、飼い方のルールやマナーを守らない人によっては近隣トラブルの原因にもなつてしまいます。

地域の方々が気持ちよく暮らし、動物が健康で快適に過ごせるよう、飼い主のみなさんは、ルールとマナーを守り、最後まで愛情と責任をもって飼いましよう。

**犬を飼い始めたとき、死亡したとき、住所等の変更があったら忘れずに届出を！**

犬を新たに飼い始めたときは登録（生涯1回）と鑑札の交付を受けてください。（手数料3000円）、犬が死亡したとき、飼い主や住所等の変更があったときも、届出をお願いします。

毎年3月に送付している狂犬病予防注射の案内はがきが届く場合は、市での犬の登録が残った状態になっています。

**狂犬病予防注射を必ず受けましょう！**

狂犬病は犬だけでなく、人

を含めた全ての哺乳類がかかり、発症するとほぼ100%死亡し、有効な治療法がない恐ろしい病気です。

法律で毎年1回、狂犬病予防注射を受けることが義務づけられていますので、まだ注射を受けていない場合は必ず動物病院で注射を受け、注射済票の交付を受けてください。市の注射済票を交付していない市外の動物病院で注射をした場合は注射済の証明書が渡されますので、注射済票の交付手続をしてください（手数料550円）。

病気等により注射を受けられない場合は、動物病院で注射を猶予する証明書を発行してもらい、提出してください。

**犬に必ず鑑札と注射済票をつけましょう！**

鑑札と注射済票を必ず犬の首輪につけてください。万一、犬が迷子になった場合、鑑札や注射済票から飼い主を特定することが可能です。災害時にもとても有効です。

**犬の放し飼いやリードをつけない散歩は禁止です！**

犬は条例によって放し飼い

**できることから始めよう！  
海洋プラスチックごみ防止  
「6R県民運動」実施中**

海洋プラスチックごみは、生態系や人体への影響が懸念されるなど、その解決が地球規模での喫緊の課題となっています。

プラスチックごみを減らし、海への流出を防止するため、県民一人ひとりが「6R」を実践しましょう。また、6R県民運動推進のため、のぼり旗の貸し出しを行っています。地域の清掃活動等の際にのぼり旗を掲げることで周知につながりますので、積極的な活用をお願いします。

- ▼ **Refuse**  
レジ袋や使い捨てプラスチックを断る
  - ▼ **Return**  
ごみを持ち帰る、店頭回収に出す
  - ▼ **Recover**  
清掃活動に参加する
  - ▼ **Reduce**  
マイバッグ・マイボトルを持つ
  - ▼ **Reuse**  
容器等をくり返し使う
  - ▼ **Recycle**  
資源回収に出す
- 問合せ先** 環境対策課（清掃センター内）☎22213  
県廃棄物リサイクル課  
☎054・221・2426

できることから始めよう！

## 海洋プラスチックごみ防止 6R県民運動

Refuse レジ袋などを使い捨てプラスチックを断る  
Recycle 分別してリサイクル！  
Recover 清掃活動に参加しよう！  
Reduce マイバッグ・ボトルを持とう！  
Return 店頭回収を利用しよう！  
Reuse 容器等をくり返し使おう！

静岡県

お問い合わせ先 環境対策課（清掃センター内）☎22213  
県廃棄物リサイクル課  
☎054・221・2426

が禁止されています。家では外へ逃げ出さないように飼い、散歩中は必ずリードをつけましょう。

**犬の散歩ではフンの始末をしましょう！**

犬の散歩のときはあらかじめトイレを済ませ、フンを処理するスコップ・ビニール袋等を持参して必ず飼い主が持ち帰り、周りの人に迷惑をかけるないようにしましょう。

**猫は室内で飼いましよう！**

猫を屋外で飼うと、交通事故や病気など猫への危険が多くなります。猫を危険から守るためにも室内で飼いましよう。

猫を増やさないのであれば不妊去勢手術を実施しましょう。また飼い主がわかるよう、首輪に名札をつけておきましょう。

**飼い主のいない猫対策について**

飼い主のいない猫に「かわいそうだから」とエサを与えるだけでは猫が増え続け、フン尿被害など近隣トラブルの

**ペットの災害対策をしましょう！**

災害はいつどんな状況で発生するかわかりません。日頃から災害時に備えて必要なしつけをして、ペット用のエサ、ケージ、水などの備蓄品を確保しておきましょう。

**問合せ先**

環境対策課（清掃センター内）  
☎22213

